平成２８年（フ）第５５１号
北九州市八幡西区里中２丁目11番９号
債務者　片瀬　利美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５６１号
北九州市小倉北区清水３丁目10番６－404号
債務者　矢野麻衣子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５７６号
北九州市小倉南区高野２丁目１番９号（101）
債務者　金村　知香
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８６号
福岡県築上郡築上町大字湊276番地１
債務者　肥喜里美智子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3065番地２
債務者　吉竹　　巖
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１１４１号
埼玉県川口市柳崎５丁目17番10号　パークシティ503号、旧住所さいたま市緑区東浦和２丁目14番地２　ロイヤルコート東浦和304
債務者　一戸　貞和
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６１号
埼玉県川口市大字安行領根岸43番地　タウンパレスＡ－202号
債務者　渋谷真佐代
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７０号
さいたま市緑区大字中尾2072番地３
債務者　豊嶋千寿男
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８０号
さいたま市見沼区大字東新井866番地37
債務者　中静　操子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３５号
さいたま市南区沼影１丁目35番９－203号、旧住所さいたま市南区鹿手袋３丁目10番21号ラスティングピースⅢ103号
債務者　鈴木　真理
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
相模原市南区相模台２丁目16番８号　ラミタス相模台206、申立時の住所相模原市南区新磯野３丁目10番19号
債務者　松浦　雅史
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８３号
前橋市石倉町617番地１、住民票上の住所長野県飯山市大字飯山7915番地１　水上団地Ｆ342号
債務者　吉田みゆき
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
長野県下高井郡木島平村大字往郷1008番地
債務者　嘉部　敏行
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
静岡県沼津市西島町５番25号　ファーストハイツ313号、前住所静岡県沼津市我入道東町94番地の１
債務者　川口　紀子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０６号
埼玉県川口市芝１丁目31番５号
債務者　松本　健司
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１５号
埼玉県鴻巣市箕田1313－６　ゴールデンヴィラ・Ⅱ－201、住民票上の住所埼玉県鴻巣市吹上富士見２丁目７番５－106号
債務者　池田　達也
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１９号
埼玉県和光市下新倉３丁目16番88号　プリマヴェーラ202
債務者　上野　　巌
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係